

衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程第21条に規定する基準の運用等に関する事務手続について（抄）

（平成14年9月2日国図会第565号）

最終改正 令和4年3月31日国図会2203312号

1 衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成14年6月27日議長決定。以下「規程」という。）第21条第1項第1号に規定する基準の運用について

規程第21条第1項第1号に規定する基準を運用する場合には、一般又は指名競争契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等が定める割合は、次のように算定するものとする。

(1) 一般工事（(2)に該当する工事を除くものをいう。）について

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額から直接工事費の10分の1を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に直接工事費の10分の1を加えた額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 昇降機設備工事その他の製造部門をもつ専門工事業者を対象とした工事について

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額から直接工事費の10分の2を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に直接工事費の10分の2を加えた額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2～4 （略）

5 調査の実施

契約担当官等は、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

(1) 工事請負契約を競争入札に付した場合

- ① その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。）
- ② 契約対象工事附近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩ 経営内容
- ⑪ ①から⑩までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑫ その他の必要な事項

(2) (略)

6 契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置

契約担当官等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

7 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

契約担当官等は、調査の結果最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査の結果及び意見を記載した書面を4通作成し、契約審査委員（3名）に提出し、その意見を求めなければならない。

8 契約審査委員の審査及び意見の表示

契約審査委員は、契約担当官等から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合において、契約審査委員は、各自の意見を表示する。

9 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等

(1) 契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見がその価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる旨の意見であった場合においては、契約担当官等は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の入札者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が基準価格を下回

る入札者であった場合には、4以降と同様の手続による。

(2) 契約担当官等は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見がその価格をもって契約の内容に適合した履行がされる旨の意見であった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

(3) 契約担当官等は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める通知を行うとともに、適宜の方法により落札の決定があった旨を公表するものとする。

① 次順位者を落札者とした場合

ア 当該落札者には、必要な事項の通知

イ 最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者には、落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知

ウ その他の入札者には、適宜の方法による落札の決定があった旨の通知

② 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合

ア 落札者には、必要な事項の通知

イ その他の入札者には、適宜の方法による落札の決定があった旨の通知

10 財務大臣及び会計検査院への書面提出

契約担当官等は、次順位者を落札者としたときは、遅滞なく当該競争に関する調書に調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、3部を議長へ提出するものとする。このうち、1部は財務大臣あて、1部は会計検査院長あてとする。